

### 発議第3号

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲について慎重な対応をとること  
を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、集団的自衛  
権行使を容認する解釈改憲について慎重な対応をとることを求める意見書を別紙  
のとおり提出する。

平成26年 3月27日提出

提出者	薩摩川内市議会議員	谷津由尚
賛成者	〃	今塩屋裕一
〃	〃	福田俊一郎
〃	〃	持原秀行
〃	〃	井上勝博
〃	〃	江口是彦
〃	〃	佃昌樹
〃	〃	成川幸太郎

### 提 案 理 由

歴代政権は、集団的自衛権における武力行使を認めないとの見解を示してきた。  
しかし、政府の解釈改憲により武力の行使が実現されとなれば、憲法の三原則  
の根幹を揺るがしかねない。

については、国会及び関係行政庁に対し、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲  
について慎重な対応をとることを求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲について慎重な対応をとることを求める意見書（案）

集団的自衛権については、政府は、これまでの憲法解釈において「論理的な追求の結果として示されてきたもの」とし、「政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる」（2004年6月18日の閣議決定）とし、自由に政府が憲法解釈を変更することはできないと説明していました。

そもそも集団的自衛権とは、我が国への武力行使がないものに対して武力行使をすることであり、これまでの歴代政権において内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁し、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。我が国は自衛のための必要最低限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、武力行使を認めないとの見解を示してきました。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書をよりどころにして、憲法の基本理念に係る重要な解釈変更を行うことは、政府や立法府を憲法による制約の下に置いている立憲主義のもとでは極めて慎重にしなければならないと考えます。政府の解釈改憲により武力の行使が実現されとなれば、憲法の三原則の根幹を揺るがしかねません。

よって、政府においては、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈については、慎重な対応をとられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 3 月 27 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣